

練馬区福祉のまちづくり推進条例の改正概要（令和元年9月1日施行）

1 対象

新築、増築、改築または用途変更部分の床面積の合計が1,000㎡以上の  
ホテルまたは旅館における一般客室

2 共用部の基準

一般客室までの経路に階段または段を設けない。

3 一般客室内の基準

(1)一般客室の出入口幅は80cm以上

(2)一般客室内の便所および浴室等の出入口幅は70cm以上

(3)一般客室内に階段または段を設けない。

4 増築等に関する適用範囲にホテルまたは旅館に関する規定を追加する。

5 その他規定の整備を行う。

6 施行期日

令和元年9月1日。ただし4については、公布の日。